

公募公告

令和5年3月6日

東京法務局長 坂本佳胤

下記のとおり公募に付します。

記

1 公募に付する事項

令和5・6年度東京法務局国内出張チケット手配等業務

2 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はDの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(3) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく観光庁長官の行う登録を受けた法人であること。

(4) 契約の相手方として不適当でなく契約の相手方として不適当な行為をしない者であること。

なお、契約の相手方として不適当な者及び不適当な行為をする者とは、以下のア及びイに示す者である。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
 - (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (5) 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。
- (6) 当該公募に係る企画公募説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 応募書類を下記 5 (1) の期限までに提出しない者は、参加できないものとする。

3 本件の問合せ先

東京法務局総務部会計課主計係 小村、横井

〒102-8225

東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎 6階

電話：03-5213-1257

4 公募説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

令和5年3月6日（月）から同年3月20日（月）まで（土・日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間は除く。）。

(2) 配布場所

上記3の問合せ先

5 応募書類の提出期限及び提出場所

(1) 提出期限 令和5年3月20日(月)午後5時まで

(2) 提出場所 上記3の問合せ先

(3) 応募書類

ア 公募申請書	1部
イ 適合証明書	1部
ウ 誓約書	1部
エ 業務提案書	4部(うち3部は社名のないものとする。)
オ 委任状(必要な場合)	1部

6 選定方法

応募書類を当局において審査の上、評価点が最も高い者を契約の相手方として選定する。

7 提出書類の無効

本公告に示した資格のない者が提出した書類は無効とする。

8 その他

仕様及び契約内容等の詳細については、公募説明書による。